

幼児教育の無償化について

平成30年11月21日「教育の無償化に関する国と地方の協議」資料から抜粋

平成30年11月22日「子ども・子育て会議（第39回）」資料から抜粋

幼児教育の段階的無償化の取組み

年次		取組みの内容
平成26年度予算 公費:312億円 (国:104億円、 地方:208億円)	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃	
平成27年度予算 公費:189億円 (国:60億円、 地方:129億円)	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ	
平成28年度予算 公費:382億円 (国費:126億円、 地方:256億円)	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償	
平成29年度予算 公費:69億円 (国費:24億円、 地方:45億円)	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減	
平成30年度予算 公費:56億円 (国費:21億円、 地方:35億円)	幼稚園等の保育料について ・1号認定子どものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減	

（参考）平成26年以降に進めてきた幼児教育の段階的な無償化に係る財源の負担割合は以下の通り。

- ・特定教育・保育施設については施設型給付における負担割合（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）
- ・新制度未移行幼稚園については就園奨励費補助事業における負担割合（国1/3、市町村2/3）
- ・公立施設については施設型給付における負担割合（市町村10/10）。※ 地方交付税措置

幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方（案）

※ 幼児教育無償化の財源は、消費税率引上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用。

【国・地方の負担割合】

1：現行制度があるもの

今回の無償化の実現に当たっては、これまでの段階的無償化を加速化することを踏まえ、現行制度の負担割合と同じ負担割合とする。

2：それ以外

これまで一時預かりやファミリー・サポート・センター等の対象施設ごとに運営費補助等を行ってきた経緯を踏まえ、この運営費補助等を準用した負担割合（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）とする。

（参考）【現行制度】

制度名		現行制度		負担割合（現在）（※3）	
認可	新制度移行施設	施設型給付 〔保育所、幼稚園、 ^(※1) 認定こども園〕	私立	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	
		地域型保育給付（小規模保育等）	公立	市町村10/10	
	幼稚園（未移行）	就園奨励費		国1/3、市町村2/3	
その他 （※2）	認可外保育施設	—	—	—	—
	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業	—	—	（注）運営費補助等の仕組みとして、地域子ども・子育て交付金（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）がある。	
	預かり保育	—	—	（注）運営費補助等の仕組みとして、地域子ども・子育て交付金（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）や私学助成特別補助（都道府県によって補助内容が異なる）がある。	

※1 経過措置あり。※2 「その他」のサービスは、上限額の範囲内で、複数サービス利用も可能。

※3 地方負担については地方交付税措置を講じている。

公定価格の適正化について（食材料費）

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「子ども・子育てについて、全世代型社会保障の実現に向けて充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援していくことが重要であり、優先順位付けも含めた見直しを行う。」

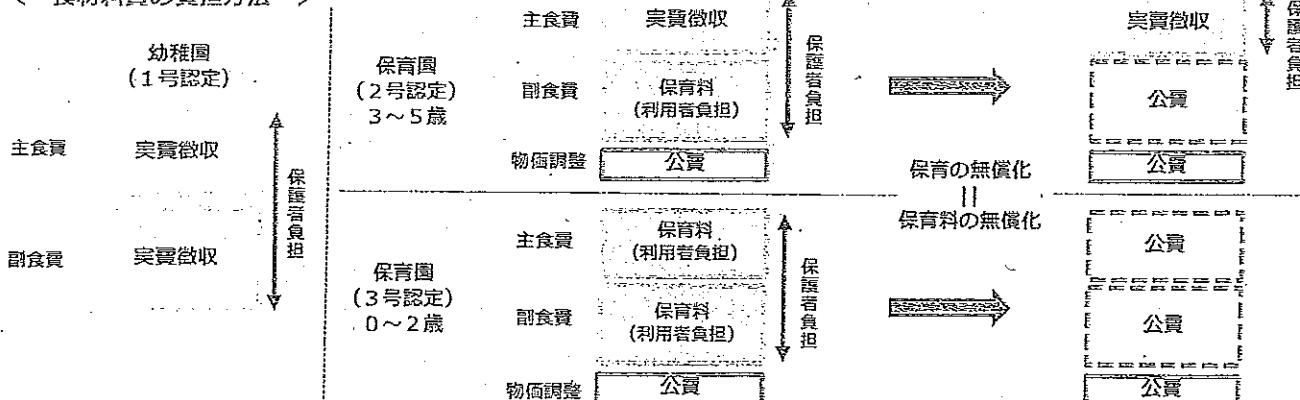
【論点】

- 給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則である中、新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。
- 幼稚園（1号認定）は実費徴収としている一方で、保育園のうち、2号認定については副食費を、3号認定については主食費と副食費を保育料として保護者から徴収しているため、幼児教育・保育の無償化を実施するにあたり、保育料のうち食材料費相当分まで無償化した場合、幼稚園など他制度との間で不公平を生ずる。（参考）障害児施設でも食費は実費徴収

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（平成30年5月）（抜粋）

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

< 食材料費の負担方法 >



〔改革の方向性〕（案）

- 幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園等との均衡の観点から、保育料のうち食材料費相当分については、引き続き負担とすべき（無償化の対象から除外すべき）。（注）ただし、現在でも保育料が減免されている低所得世帯等については、引き続き、配慮が必要。